

(別紙第1)

平成29年度管理者研究会(支部運営)日程表

月/日	曜日		I	II	III	IV	V	
5/24	水	9:20	司法研修所と合同実施(会場:司研別館研修棟)					
		9:30	9:50	11:50	12:00	12:30	13:30	17:30
		オリエンテーション	開始式	講演と演習 「マネジメントについて」 (仮題)	共同研究 冒頭説明 「裁判所の組織」  司法研修所教官	共同研究① 「支部運営における本庁との連携について」 (班別討議 → 全体討議)	司法研修所教官 裁判所職員総合研修所教官	
5/25	木	総研単独で実施(会場:総研研修西棟)					15:30頃終了予定	
		9:30	12:00	13:00	15:00	15:10	終了式	
				共同研究② 「支部の状況の把握及びそれを踏まえた指導監督等について」(仮題) (班別討議)			裁判所職員総合研修所教官	

(別紙第2)

## 平成29年度管理者研究会(支部運営)参加者名簿

名簿 番号	所 属 庁	官 職	氏 名
1	横 浜 地 裁	民次 席 書 記 事官	植 松 明 夫
2	横 浜 家 裁	次家 裁 調 査 席官	佐 藤 潔
3	さいたま家裁	少次 席 書 記 年官	白 倉 純 一
4	千 葉 家 裁	次家 裁 調 査 席官	宮 崎 聡
5	水 戸 地 裁	民次 席 書 記 事官	高 瀬 美喜男
6	水 戸 家 裁	次家 裁 調 査 席官	河 西 滋
7	宇 都 宮 地 裁	民次 席 書 記 事官	岡 崎 格
8	宇 都 宮 家 裁	次家 裁 調 査 席官	宮 崎 浩 幸
9	前 橋 地 裁	事 務 局 次 長	宮 澤 康 弘
10	静 岡 地 裁	事 務 局 次 長	青 柳 年 泰
11	静 岡 家 裁	次家 裁 調 査 席官	佐 藤 和 英
12	長 野 家 裁	事 務 局 次 長	大 沼 剛
13	新 潟 地 裁	民次 席 書 記 事官	藍 木 陽 一
14	新 潟 家 裁	事 務 局 次 長	田 崎 徳 行
15	大 阪 地 裁	民次 席 書 記 事官	西 森 公 治
16	京 都 地 裁	刑次 席 書 記 事官	加 瀬 大 介
17	神 戸 地 裁	民次 席 書 記 事官	山 本 政 子
18	神 戸 家 裁	次家 裁 調 査 席官	立 岡 佳 子
19	奈 良 地 裁	事 務 局 次 長	藤 本 昌 彦
20	和 歌 山 地 裁	事 務 局 次 長	安 達 正 広
21	名 古 屋 家 裁	次家 裁 調 査 席官	北 林 悟
22	岐 阜 地 裁	刑次 席 書 記 事官	豊 吉 健
23	福 井 家 裁	次家 裁 調 査 席官	白 崎 彰 悟

名簿 番号	所 属 庁	官 職	氏 名
24	金 沢 地 裁	事 務 局 次 長	橋 本 昌 也
25	広 島 地 裁	事 務 局 次 長	清 家 和 人
26	岡 山 地 裁	民次 席 書 記 事官	矢 原 洋 二
27	岡 山 家 裁	次家 裁 調 査 席官	森 拓二郎
28	福 岡 地 裁	民次 席 書 記 事官	高 尾 光 浩
29	長 崎 家 裁	次家 裁 調 査 席官	柿 澤 秀 樹
30	大 分 家 裁	事 務 局 次 長	福 田 興 児
31	熊 本 地 裁	刑次 席 書 記 事官	後 藤 浩 文
32	鹿 児 島 地 裁	事 務 局 次 長	小 中 野 浩
33	那 覇 家 裁	次家 裁 調 査 席官	有 留 茂 巳
34	福 島 家 裁	次家 裁 調 査 席官	松 山 富 晴
35	福 島 家 裁	次 席 書 記 官	鈴 木 靖
36	福 島 家 裁	事 務 局 次 長	平 泉 信 次
37	盛 岡 家 裁	次家 裁 調 査 席官	板 橋 毅
38	青 森 地 裁	事 務 局 次 長	秋 元 学
39	札 幌 地 裁	事 務 局 次 長	丸 山 又 生
40	札 幌 家 裁	次家 裁 調 査 席官	飯 野 治 彦
41	札 幌 家 裁	家次 席 書 記 事官	平 野 裕 章
42	釧 路 地 裁	事 務 局 次 長	山 田 和 彦
43	徳 島 地 裁	民次 席 書 記 事官	阪 上 俊 雄
44	高 知 地 裁	事 務 局 次 長	中 條 一 郎
45	高 知 家 裁	次家 裁 調 査 席官	矢 野 英 男

## 配布資料一覧表

標 題	備 考
連絡事項	最初に必ずお読みください。
日程表（詳細版）	使用教室等は、この日程表で確認するようにしてください。
参加者名簿	
平成29年度支部長研究会 参加者名簿	司法研修所の支部長研究会の参加者名簿です。
班別名簿①	1日目Ⅲ～Ⅴ限「共同研究①」の班別名簿です。
班別名簿②	2日目Ⅰ～Ⅲ限「共同研究②」の班別名簿です。
大研究室席図	1日目「マネジメントの基礎理論」, 「共同研究」を行う 司研別館3階大研究室の席図です。
アンケートの提出について	
研修日誌当番表	
研修日誌用紙	継続用紙は、登庁簿置場のレターケース内にあります。

## 配布レジюме等一覧表

番号	使用日時	標 題
①	5/24 (水) Ⅰ, Ⅱ限	・「マネジメントの基礎理論」
②	5/24 (水) Ⅱ～Ⅴ限	・「共同研究」進行表 ・裁判所の組織
③	5/25 (木) Ⅰ～Ⅲ限	・「共同研究②」進行表 ・「共同研究②」実施要領

## 連 絡 事 項

登庁簿	25日（木）の登庁簿置場は、総研研修西棟2階201教室前にあります。登庁時刻の9時20分までに登庁簿に署名又は押印した上、201教室に集合してください。研修日誌提出用レターケースも登庁簿置場にあります。
名札	机上の名札を、常時見やすい位置に着用し、終了式後に返却してください。
名簿	名簿の所属庁・官職・氏名に誤りがないか確認してください（この名簿に基づいて終了証書を作成します。）。
日程等	「日程表（詳細版）」で日程、研究会会場を確認してください。 ※ 2日目は総研研修西棟が会場になりますので注意してください。
アンケート	「アンケートの提出について」に基づき、帰庁後、提出期限までにJ・NET端末を利用した電子メールにより送信してください。
研修日誌	「研修日誌当番表」に基づき提出してください。
旅費等	24日（水）12時30分から12時50分までの間、司研別館研修東棟3階第1研究室にて旅費等請求手続及び合同懇談会費（3,000円）の徴収を行います（印鑑を持参してください。）。 なお、混雑が予想されますので、時間に余裕をもってお越しください。 ※ 研究会参加のために航空機を利用した方は、搭乗券等を旅費等請求手続の際に提出してください。
荷物置場	24日（水）は司研別館研修東棟3階第1研究室を荷物置場として御利用ください。25日（木）は総研研修西棟1階110教室を荷物置場として御利用ください。なお、施錠はしませんので、貴重品の管理は各自でお願いします。
六法 デスクプレート	大研究室机上に六法及びデスクプレートが置いてあります。司研別館内で移動する際は、六法及びデスクプレートを持って移動してください。24日（水）のV限終了後は、大研究室机上に置いたままで構いません。25日（木）は使用しません。
パソコン	8時から19時まで、601教室（総研研修西棟6階）のパソコンを利用することができます（ただし、私物USBメモリの使用はできません）。希望者は、17時までに、総研企画研修第二課研修第二係（管理棟5階）まで申し出てください。使用に当たっては、601教室に掲示している注意事項等をよく読んでください。なお、研修棟への私物パソコンの持込みは禁止されています。
穴あけ器	司研別館研修東棟3階第1研究室横の休憩スペース付近並びに総研研修西棟2階201教室内及び202教室隣付近に2穴パンチがありますので御利用ください。
喫煙場所	喫煙は所定の場所をお願いします。
教室内の飲食	① 司研別館の研究室及び演習室へは、蓋付の容器に入った飲物を持ち込むことができますが、水分補給は、教室の外でお願いします。 ② 総研研修西棟の教室へは、蓋付の容器に入った飲物を持ち込むことができます。水分補給は、休憩時間に行うなど常識の範囲でお願いします。 ----- 昼食持参の場合は、司研別館研修東棟1階休憩コーナー又は総研食堂を御利用ください（いずれも持込可です。）。
撮影・録音の禁止	両研修所敷地内での撮影（携帯電話での撮影を含む。）及び講義等の録音は禁止されています。

※ この他に不明な点がある場合には、お気軽に総研企画研修第二課研修第二係（管理棟5階）までお越しください。

日 程 表 （詳細版）

5月24日（水）登庁時刻：午前9時20分

登庁簿：司研別館研修棟3階  
第1研究室前

※司研 支部長研究会と合同実施

荷物置場：司研別館研修棟3階  
第1研究室

	科 目	講 師	教室	連絡事項
	9:20 事務連絡 オリエンテーション		第1研究室 (3階)	・登庁簿に署名又は押印の上、第1研究室に集合してください。
	9:30 開始式			・開始式終了後、速やかに大研究室に移動し、大研究室席図のとおり着席してください。
I	9:50 講演と演習 「マネジメントの基礎理論」		大研究室 (3階)	・配布レジюме等一覧表記載①を準備してください。
II	11:50 12:00 共同研究 冒頭説明 「裁判所の組織」	司法研修所教官 杜下弘記		・配布レジюме等一覧表記載②を準備してください。
	12:30			
★12時30分から12時50分まで、第1研究室(3階)にて旅費等請求手続及び合同懇談会費(3,000円)の徴収があります(印鑑を持参してください。)				
III	13:30 共同研究① 「支部運営における本庁との連携について」	司法研修所第一部教官 杜下弘記 福島かなえ 裁判所職員総合研修所 書記官研修部長 中村心 書記官研修部研究企画官 島田等 家裁調査官研修部長 神野泰一 家裁調査官研修部教官 西川裕巳 一般研修部長 岡下直樹 一般研修部教官 神谷秀行 小笠原晶 久保田衛 滝沢紀彰 中村墨治	【班別】 第1演習室 ↓ 第4演習室 (3階)  ↓ 【全体】 大研究室 (3階)	・配布レジюме等一覧表記載②を準備してください。 ・途中で部屋の移動がありますので、班別名簿①及び講師の指示に従い、各自の六法とデスクプレートを持って移動してください。 1～3班：第1演習室 中村部長、西川教官、滝沢教官 4～6班：第2演習室 杜下教官、島田企画官、小笠原教官 7～9班：第3演習室 神野部長、神谷教官、中村(墨)教官 10～12班：第4演習室 福島教官、岡下部長、久保田教官
IV				
V	17:30			・終了後、六法及びデスクプレートは大研究室の机の上に置いたままで構いません。

日 程 表 （詳細版）

5月25日（木）登庁時刻：午前9時20分

登庁簿：総研研修西棟2階  
201教室前

※総研で単独実施

荷物置場：総研研修西棟1階  
110教室

	科 目	講 師	教室	連絡事項
I	9:30 共同研究② 「管内の状況の把握及びそれを踏まえた指導監督等について」	裁判所職員総合研修所 一般研修部長 岡下直樹 一般研修部教官 神谷秀行 小笠原晶 久保田衛 滝沢紀彰 中村塁治	【全体】 201 ↓ 【班別】 202 203	・登庁簿に署名又は押印し、201教室に集合してください。また、配布レジュメ等一覧表記載③を準備してください。 ・途中で部屋の移動がありますので、班別名簿②及び講師の指示に従って移動してください。
III	13:00 午前と同じ	午前と同じ	【班別】 202 203	・終了後、速やかに201教室に移動してください。
・終了式後、名札を回収しますので、係員の指示に従ってください。 ・最終日の研修日誌当番の方は、研修日誌当番表を参照して研修日誌を提出してください。 ・アンケートの締切は、6月2日（金）です。				

平成29年度管理者研究会（支部運営）参加者名簿

名簿 番号	所属庁	官職	氏名
1	横浜地裁	民次席書記 事官	植松明夫
2	横浜家裁	次家裁調査 席官	佐藤 潔
3	さいたま家裁	少次席書記 年官	白倉 純一
4	千葉家裁	次家裁調査 席官	宮崎 聡
5	水戸地裁	民次席書記 事官	高瀬 美喜男
6	水戸家裁	次家裁調査 席官	河西 滋
7	宇都宮地裁	民次席書記 事官	岡崎 格
8	宇都宮家裁	次家裁調査 席官	宮崎 浩幸
9	前橋地裁	事務局次長	宮澤 康弘
10	静岡地裁	事務局次長	青柳 年泰
11	静岡家裁	次家裁調査 席官	佐藤 和英
12	長野家裁	事務局次長	大沼 剛
13	新潟地裁	民次席書記 事官	藍木 陽一
14	新潟家裁	事務局次長	田崎 德行
15	大阪地裁	民次席書記 事官	西森 公治
16	京都地裁	刑次席書記 事官	加瀬 大介
17	神戸地裁	民次席書記 事官	山本 政子
18	神戸家裁	次家裁調査 席官	立岡 佳子
19	奈良地裁	事務局次長	藤本 昌彦
20	和歌山地裁	事務局次長	安達 正広
21	名古屋家裁	次家裁調査 席官	北林 悟
22	岐阜地裁	刑次席書記 事官	豊吉 健
23	福井家裁	次家裁調査 席官	白崎 彰悟

名簿 番号	所属庁	官職	氏名
24	金沢地裁	事務局次長	橋本 昌也
25	広島地裁	事務局次長	清家 和人
26	岡山地裁	民次席書記 事官	矢原 洋二
27	岡山家裁	次家裁調査 席官	森 拓二郎
28	福岡地裁	民次席書記 事官	高尾 光浩
29	長崎家裁	次家裁調査 席官	柿澤 秀樹
30	大分家裁	事務局次長	福田 興児
31	熊本地裁	刑次席書記 事官	後藤 浩文
32	鹿児島地裁	事務局次長	小中野 浩
33	那覇家裁	次家裁調査 席官	有留 茂巳
34	福島家裁	次家裁調査 席官	松山 富晴
35	福島家裁	次席書記官	鈴木 靖
36	福島家裁	事務局次長	平泉 信次
37	盛岡家裁	次家裁調査 席官	板橋 毅
38	青森地裁	事務局次長	秋元 学
39	札幌地裁	事務局次長	丸山 又生
40	札幌家裁	次家裁調査 席官	飯野 治彦
41	札幌家裁	次席書記 事官	平野 裕章
42	釧路地裁	事務局次長	山田 和彦
43	徳島地裁	民次席書記 事官	阪上 俊雄
44	高知地裁	事務局次長	中條 一郎
45	高知家裁	次家裁調査 席官	矢野 英男

平成29年度支部長研究会

参加者名簿

高裁管内	執務庁	氏名	備考
東京	千葉地家裁一宮支	高 原 大 輔	
	水戸地家裁日立支	神 田 温 子	
	水戸地家裁龍ヶ崎支	國 分 晴 子	
	水戸地家裁麻生支	相 澤 千 尋	
	前橋地家裁太田支	作 原 千 穂	
	静岡地家裁掛川支	新 城 博 士	
	甲府地家裁都留支	大 伴 慎 吾	
	長野地家裁上田支	仁 藤 佳 海	
大阪	新潟地家裁高田支	石 田 憲 一	
	神戸地家裁伊丹支	原 崇 島	誠 二
	神戸地家裁社支	入 江 野 啓	克 明 介
	大津地家裁彦根支	小 川 貴 寛	啓 博
名古屋	和歌山地家裁新宮支	小 伊 藤 康 博	
	津地家裁伊賀支	小 伊 藤 野 康 博	
	津地家裁伊勢支	伊 藤 野 康 博	
	岐阜地家裁大垣支	細 野 康 博	
	金沢地家裁小松支	官 下 尚 行	
	金沢地家裁七尾支	熊 谷 浩 明	
広島	富山地家裁高岡支	遠 藤 俊 郎	
	広島地家裁尾道支	秋 信 治 也	
	広島地家裁三次支	齊 藤 信 治 也	
福岡	山口地家裁周南支	山 口 格 敬 之	
	福岡地家裁直方支	向 井 敬 隆 二	
	福岡地家裁柳川支	坂 本 隆 一	
	佐賀地家裁武雄支	池 田 聡 介	
	佐賀地家裁唐津支	和 田 将 紀	
	長崎地家裁大村支	官 川 広 臣	
	長崎地家裁島原支	古 賀 秀 雄	
	長崎地家裁平戸支	小 林 麻 子	
	大分地家裁中津支	澤 井 真 一	
	熊本地家裁山鹿支	數 間 薫	
	熊本地家裁阿蘇支	鈴 木 悠 夫	
鹿児島	熊本地家裁八代支	竹 添 明 夫	
	鹿児島地家裁加治木支	田 之 脇 崇 洋	
	那覇地家裁石垣支	關 隆 太 郎	

高裁管内	執務庁	氏名	備考
仙台	秋田地家裁大館支	徳井 真	
	秋田地家裁大曲支	後藤 英時郎	
	青森地家裁五所川原支	館 洋一郎	
札幌	函館地家裁江差支	布 施 雄士	
	旭川地家裁留萌支	田 岡 薫 征	
	旭川地家裁稚内支	濱 岡 恭 平	
	釧路地家裁網走支	渡 貫 昭 太	
	釧路地家裁根室支	鈴 木 一 子	
高松	高松地家裁丸亀支	三 上 乃 理 子	
	徳島地家裁阿南支	加 藤 貴 成	
	高知地家裁須崎支	手 塚 隆 久	
	高知地家裁安芸支	北 村 隆 美	
	松山地家裁大洲支	佐 々 木 隆 憲	
	松山地家裁西条支	田 中 一 隆	

合計 49 人

班別名簿① [5月24日(水) 共同研究①]

【1班】第1演習室

所属庁等	官職	氏名
前橋地家裁支	裁判官	作原 れい子
神戸地家裁支	裁判官	原 司
富山地家裁支	裁判官	遠藤 俊郎
佐賀地家裁支	裁判官	池田 聡介
さいたま家裁	少次席審記 年官	白倉 純一
大阪地裁	民次席審記 事官	西森 公治
名古屋家裁	次家裁調査 席官	北林 悟
札幌地裁	事務局次長	丸山 又生

【2班】第1演習室

所属庁等	官職	氏名
水戸地家裁支	裁判官	國分 晴子
広島地家裁支	裁判官	秋信 治也
熊本地家裁支	裁判官	竹添 明夫
高松地家裁支	裁判官	三上 乃理子
横浜地裁	民次席審記 事官	植松 明夫
千葉家裁	次家裁調査 席官	宮崎 聡
神戸家裁	次家裁調査 席官	立岡 佳子
金沢地裁	事務局次長	橋本 昌也

【3班】第1演習室

所属庁等	官職	氏名
岐阜地家裁支	裁判官	細野 なおみ
山口地家裁支	裁判官	山口 格之
大分地家裁支	裁判官	澤井 真一
松山地家裁支	裁判官	田中 一隆
水戸家裁	次家裁調査 席官	河西 滋
神戸地裁	民次席審記 事官	山本 政子
広島地裁	事務局次長	清家 和人

【4班】第2演習室

所属庁等	官職	氏名
長野地家裁支	裁判官	仁藤 佳海
新潟地家裁支	裁判官	石田 憲一
大津地家裁支	裁判官	入江 克明
秋田地家裁支	裁判官	徳井 真
横浜家裁	次家裁調査 席官	佐藤 潔
京都地裁	刑次席審記 事官	加瀬 大介
福岡地裁	民次席審記 事官	高尾 光浩
福島家裁	事務局次長	平泉 信次

【5班】第2演習室

所属庁等	官職	氏名
甲府地家裁支	裁判官	大伴 慎吾
津地家裁支	裁判官	伊藤 康博
佐賀地家裁支	裁判官	和田 将紀
秋田地家裁支	裁判官	後藤 英時郎
宇都宮地裁	民次席審記 事官	岡崎 格
和歌山地裁	事務局次長	安達 正広
岡山家裁	次家裁調査 席官	森 拓二郎
札幌家裁	次家裁調査 席官	飯野 治彦

【6班】第2演習室

所属庁等	官職	氏名
和歌山地家裁支	裁判官	小野 啓介
金沢地家裁支	裁判官	熊谷 浩明
広島地家裁支	裁判官	齊藤 敦
那覇地家裁支	裁判官	關 隆太郎
水戸地裁	民次席審記 事官	高瀬 美喜男
前橋地裁	事務局次長	宮澤 康弘
大分家裁	事務局次長	福田 興児
福島家裁	次家裁調査 席官	松山 富晴

【7班】第3演習室

所 属 庁 等	官 職	氏 名
千葉地家裁支	裁 判 官	高 原 大 輔
福岡地家裁支	裁 判 官	坂 本 隆 一
長崎地家裁支	裁 判 官	宮 川 広 臣
松山地家裁支	裁 判 官	佐々木 隆 憲
宇都官家裁	次 席 官 家裁調査官	宮 崎 浩 幸
奈良地裁	事 務 局 次 長	藤 本 昌 彦
那覇家裁	次 席 官 家裁調査官	有 留 茂 巳
札幌家裁	次 席 官 家裁書記官	平 野 裕 章

【8班】第3演習室

所 属 庁 等	官 職	氏 名
水戸地家裁支	裁 判 官	相 澤 千 尋
神戶地家裁支	裁 判 官	崇 島 誠 二
金沢地家裁支	裁 判 官	宮 下 尚 行
長崎地家裁支	裁 判 官	古 賀 秀 雄
新潟家裁	事 務 局 次 長	田 崎 徳 行
福井家裁	次 席 官 家裁調査官	白 崎 彰 悟
熊本地裁	刑 次 席 官 書記官	後 藤 浩 文
高知地裁	事 務 局 次 長	中 條 一 郎

【9班】第3演習室

所 属 庁 等	官 職	氏 名
水戸地家裁支	裁 判 官	神 田 温 子
津伊地家裁支	裁 判 官	小 川 貴 寛
福岡地家裁支	裁 判 官	向 井 敬 二
鹿児島地家裁支	裁 判 官	田之脇 崇 洋
新潟地裁	民 次 席 官 書記官	藍 木 陽 一
岐阜地裁	刑 次 席 官 書記官	豊 吉 健
長崎家裁	次 席 官 家裁調査官	柿 澤 秀 樹
釧路地裁	事 務 局 次 長	山 田 和 彦

【10班】第4演習室

所 属 庁 等	官 職	氏 名
長崎地家裁支	裁 判 官	小 林 麻 子
青森地家裁支	裁 判 官	館 洋 一 郎
旭川地家裁支	裁 判 官	濱 岡 恭 平
徳島地家裁支	裁 判 官	加 藤 貴
静岡地裁	事 務 局 次 長	青 柳 年 泰
福島家裁	次 席 官 書記官	鈴 木 靖
高知家裁	次 席 官 家裁調査官	矢 野 英 男

【11班】第4演習室

所 属 庁 等	官 職	氏 名
静岡地家裁支	裁 判 官	新 城 博 士
熊本地家裁支	裁 判 官	数 間 薫
旭川地家裁支	裁 判 官	田 岡 薫 征
釧路地家裁支	裁 判 官	渡 眞 昭 太
高知地家裁支	裁 判 官	北 村 久 美
長野家裁	事 務 局 次 長	大 沼 剛
岡山地裁	民 次 席 官 書記官	矢 原 洋 二
盛岡家裁	次 席 官 家裁調査官	板 橋 毅

【12班】第4演習室

所 属 庁 等	官 職	氏 名
熊本地家裁支	裁 判 官	鈴 木 悠
函館地家裁支	裁 判 官	布 施 雄 士
釧路地家裁支	裁 判 官	鈴 木 一 子
高知地家裁支	裁 判 官	手 塚 隆 成
静岡家裁	次 席 官 家裁調査官	佐 藤 和 英
鹿児島地裁	事 務 局 次 長	小 中 野 浩
青森地裁	事 務 局 次 長	秋 元 学
徳島地裁	民 次 席 官 書記官	阪 上 俊 雄

班別名簿② [5月25日（木） 共同研究②]

【1班】202教室

名簿 番号	所 属 庁	官 職	氏 名
8	宇都宮家裁	次家裁調査 席官	宮崎浩幸
13	新潟地裁	民次席書記 事官	藍木陽一
18	神戸家裁	次家裁調査 席官	立岡佳子
21	名古屋家裁	次家裁調査 席官	北林 悟
25	広島地裁	事務局次長	清家和人
30	大分家裁	事務局次長	福田興児
35	福島家裁	次席書記官	鈴木 靖

【2班】202教室

名簿 番号	所 属 庁	官 職	氏 名
2	横浜家裁	次家裁調査 席官	佐藤 潔
7	宇都宮地裁	民次席書記 事官	岡崎 格
14	新潟家裁	事務局次長	田崎德行
15	大阪地裁	民次席書記 事官	西森公治
24	金沢地裁	事務局次長	橋本昌也
29	長崎家裁	次家裁調査 席官	柿澤秀樹
37	盛岡家裁	次家裁調査 席官	板橋 毅
41	札幌家裁	次席書記 事官	平野裕章

【3班】202教室

名簿 番号	所 属 庁	官 職	氏 名
3	さいたま家裁	少年 次席書記官	白倉純一
10	静岡地裁	事務局次長	青柳年泰
19	奈良地裁	事務局次長	藤本昌彦
23	福井家裁	次家裁調査 席官	白崎彰悟
28	福岡地裁	民次席書記 事官	高尾光浩
34	福島家裁	次家裁調査 席官	松山富晴
42	釧路地裁	事務局次長	山田和彦
43	徳島地裁	民次席書記 事官	阪上俊雄

【4班】203教室

名簿 番号	所 属 庁	官 職	氏 名
4	千葉家裁	次家裁調査 席官	宮崎 聡
5	水戸地裁	民次席書記 事官	高瀬美喜男
12	長野家裁	事務局次長	大沼 剛
17	神戸地裁	民次席書記 事官	山本政子
27	岡山家裁	次家裁調査 席官	森 拓二郎
31	熊本地裁	刑次席書記 事官	後藤浩文
38	青森地裁	事務局次長	秋元 学
39	札幌地裁	事務局次長	丸山又生

【5班】203教室

名簿 番号	所 属 庁	官 職	氏 名
1	横浜地裁	民次席書記 事官	植松明夫
6	水戸家裁	次家裁調査 席官	河西 滋
20	和歌山地裁	事務局次長	安達正広
22	岐阜地裁	刑次席書記 事官	豊吉 健
32	鹿児島地裁	事務局次長	小中野 浩
36	福島家裁	事務局次長	平泉信次
45	高知家裁	次家裁調査 席官	矢野英男

【6班】203教室

名簿 番号	所 属 庁	官 職	氏 名
9	前橋地裁	事務局次長	宮澤康弘
11	静岡家裁	次家裁調査 席官	佐藤和英
16	京都地裁	刑次席書記 事官	加瀬大介
26	岡山地裁	民次席書記 事官	矢原洋二
33	那覇家裁	次家裁調査 席官	有留茂巳
40	札幌家裁	次家裁調査 席官	飯野治彦
44	高知地裁	事務局次長	中條一郎



## アンケートの提出について

研究会終了後のアンケートは、J・NET端末を利用した電子メールで行います。下記1の提出手順に従って、アンケートを送信してください。

今後の研究会の充実、発展のために、参加された皆さんの意見はとても重要ですので、ご協力をお願いします。多くの忌憚のない意見をお待ちしています。

### 記

#### 1 提出手順

- (1) 帰庁後、所属庁の研修事務担当係を通じて、アンケートファイル等を受け取ってください。
- (2) メール添付の「アンケート記入要領」に従い、回答してください。
- (3) 回答後、アンケート集計担当者（裁判所職員総合研修所企画研修第一課企画係猪股正則（XXXXXXXXXX））宛てにメール添付して送信してください。  
なお、ファイル名及びメールの件名は、「（名簿番号：半角）-アンケート（支部運営研）」としてください（例：01-アンケート（支部運営研））。
- (4) **提出期限は、6月2日（金）です。**

#### 2 アンケート項目

- (1) 全体評価（選択・記入式）
- (2) 各科目の評価（選択・記入式）
- (3) 研究会に対する意見や要望（記入式）
- (4) その他の意見や要望（記入式）

平成29年度管理者研究会（支部運営）

研修日誌当番表

月/日	曜日	名簿番号		
		次席書記官	次席調査官	事務局次長
5/24	水	1, 5, 13, 16, 22, 28, 35, 43	2, 6, 11, 21, 27, 33, 37, 45	10, 14, 20, 25, 32, 38, 42
5/25	木	3, 7, 15, 17, 26, 31, 41	4, 8, 18, 23, 29, 34, 40	9, 12, 19, 24, 30, 36, 39, 44

※ 日誌当番について

- 1 日誌は必ず、ペン又はボールペンで記載してください。
- 2 文章を訂正する際、訂正印は不要です。
- 3 日誌は、**割当日の翌朝の登庁時に**、登庁簿置場（総研研修西棟2階201教室前）にある研修日誌提出用レターケースに提出してください。
- 4 最終日の当番の方は、ア、イいずれかの方法で提出してください。
  - ア 退庁又は退寮までに、201教室前にある研修日誌提出用レターケースに提出する。
  - イ 帰着日の翌勤務日の午前10時までに企画研修第二課研修第二係宛てにファクシミリ（XXXXXXXXXX）で送信する（送付書不要）。

※ 以下の例のような誤字が多く見受けられますので、ご注意ください。

例) 講義（誤：講議）、講話（誤：講和）



【平成29年度 支部長研究会】

【平成29年度 管理者研究会(支部運営)】

## 「共同研究」進行表

～支部運営における本庁との連携について～

～割り当てられた教室に着席してください。～

日	項目	時間	内容	備考	
5/24 (水)	冒頭説明	12:00 ～ 12:30 (30分)	冒頭説明 「裁判所の組織」	大研究室 (司法研修所別館研修棟3階)	
		12:30 ～ 13:30 (60分)	昼休み・教室移動		
	班別討議		13:30 ～ 14:30 (60分)	導入説明 ～ 班別討議①	1～ 3班 第1演習室 4～ 6班 第2演習室 7～ 9班 第3演習室 10～12班 第4演習室
			14:30 ～ 14:40 (10分)	休憩	
			14:40 ～ (約60分)	班別討議②	
			～ 16:15 (約35分)	班別討議③ ～ 振り返り	
			16:15 ～ 16:35 (20分)	休憩・教室移動	
	全体討議	16:35 ～ 17:30 (55分)	全体討議・まとめ	大研究室 (司法研修所別館研修棟3階)	

(注) 1 「全体討議」の座席は、講演と演習「マネジメントの基礎理論」のときと同じです。

2 「班別討議」のパートは、4教室に分かれて行きます(司法研修所別館東棟3階)。

割り当てられた教室へ移動してください。



## 裁判所の組織

### 裁判所組織の特徴

- 裁判(官)の独立(憲法76条3項)

→司法行政上の監督権の裁判への影響を排除  
(裁判所法81条)

憲法上の要請を踏まえた組織運営が求められる。

## 司法行政作用

- 裁判作用を支える行政作用

- ① 人的・物的資源の確保と円滑な運用

- 総務・人事・会計機能

- ② 執務の質の確保・向上

- 指導監督・人材育成機能

## 司法行政作用

- ① 裁判作用に直接的な影響を与えない総務・人事・会計

- 上司の指揮監督権を通じて事務の適正と能率を確保

- ② 裁判作用と接点を有する訟廷事務・裁判部の執務

- 裁判の独立への配慮と質の確保・向上を両立

- ※ 訟廷事務は個別の裁判との接点は少なく、事務局の事務と類似

## 裁判部における司法行政

- 首席書記官(大法廷首席書記官等に関する規則3条4項)
  - 訟廷事務をつかさどる
  - 一般執務を指導監督する
- 首席家裁調査官(首席家裁調査官等に関する規則1条3項)
  - 一般執務と調査事務の指導監督
  - 関係行政機関等との連絡調整

## 総括という権限

- 所長(裁判所法29条2項, 31条の5)
  - 支部長(下級規3条2項)
  - 部総括(下級規4条4項)
- 共通の権限としての「総括」

「総括」とは何か

## 総括とは

- 事務を担当する複数の機関の存在  
本庁：裁判官会議，事務局，訟廷，裁判部  
支部：庶務課，（訟廷，）裁判部  
部：裁判官，書記官，事務官等
- 独自の指揮監督権はなく，複数の機関のとりまとめの機能

## 総括とは

総括のためにすべきこと

- ①組織（内の各機関）の全体状況把握（実情把握）
- ②組織内の各機関の調整・助成（とりまとめ）

→組織としての機能を十分に発揮

→全体状況把握を前提に他の部署や機関と連携

## 裁判所の組織（支部編）

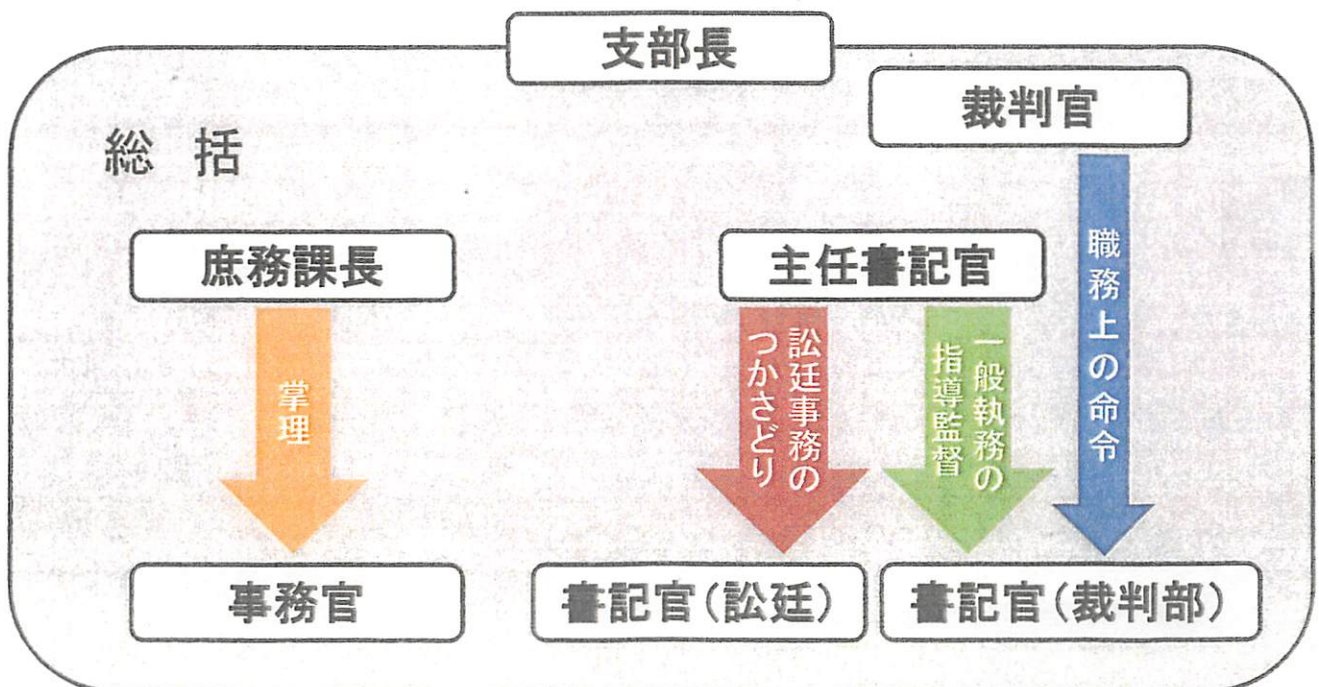
### 前提となる理解（支部の構造）

- 地家裁支部の設置（裁判所法31条1項, 31条の5）
- 一人支部長と支部長発令（下級規3条1項）
- 司法行政事務の委任（下級規20条1項, 法秩職員規則2条2項）
- 庶務課の設置（下級規24条2項）  
→庶務課長の上司は本庁の事務局長（下級規24条8項）
- 書記官・速記官の部への配置（同10条の2第1項）, みなし部の定め（同10条の2第2項）
- 部等への主任書記官の設置（大法廷首席書記官等に関する規則5条1項, 2項）
- 主任書記官による書記官の一般執務の指導監督（同5条3項）
- 主任家裁調査官の配置は裁判所又は支部（首席家庭裁判所調査官等に関する規則4条1項）
- 「組」という組織の存在（同4条2項）
- 主任家裁調査官による組に属する家裁調査官等に対する一般執務・調査事務の指導監督（同4条3項）

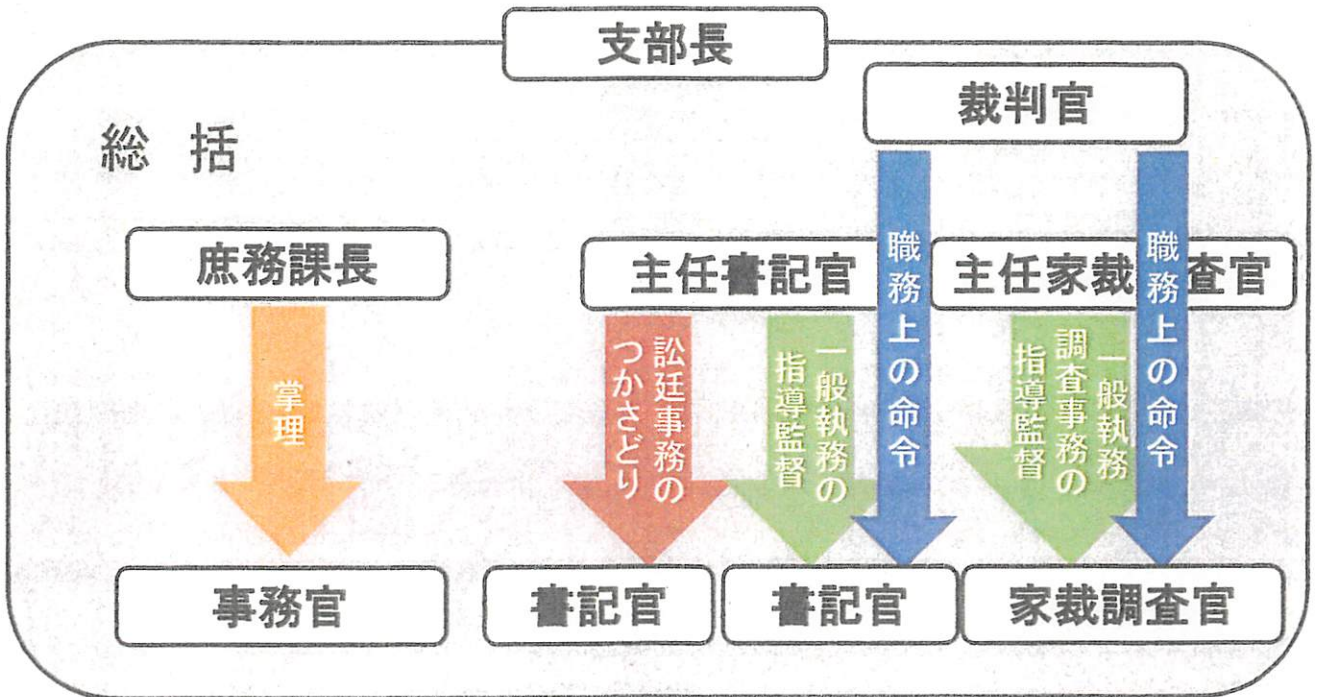
# 支部長の総括機能

- 実情把握
  - ①各機関(庶務課, 訟廷, 裁判部)のそれぞれにおける司法行政作用が適切に行われているか
  - ②各機関の連携が十分に行われているか  
→組織としての課題の発見
- とりまとめ
  - ①機関内の課題解決の支援(課題の指摘や相談への対応)
  - ②機関をまたがる調整(認識共有や解決方針の統一)  
→支部内の連携をはかり, 支部の機能を十分に発揮  
→支部の全体状況を把握して本庁と連携

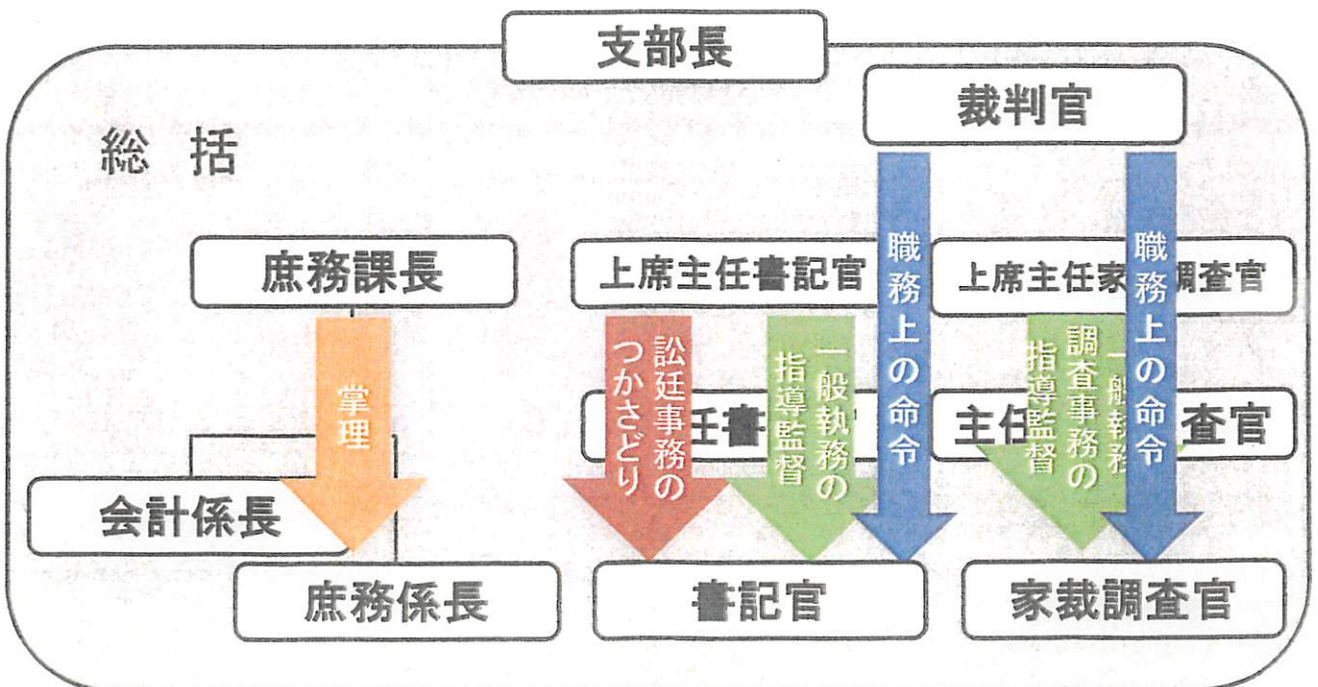
# 支部の組織(地裁)



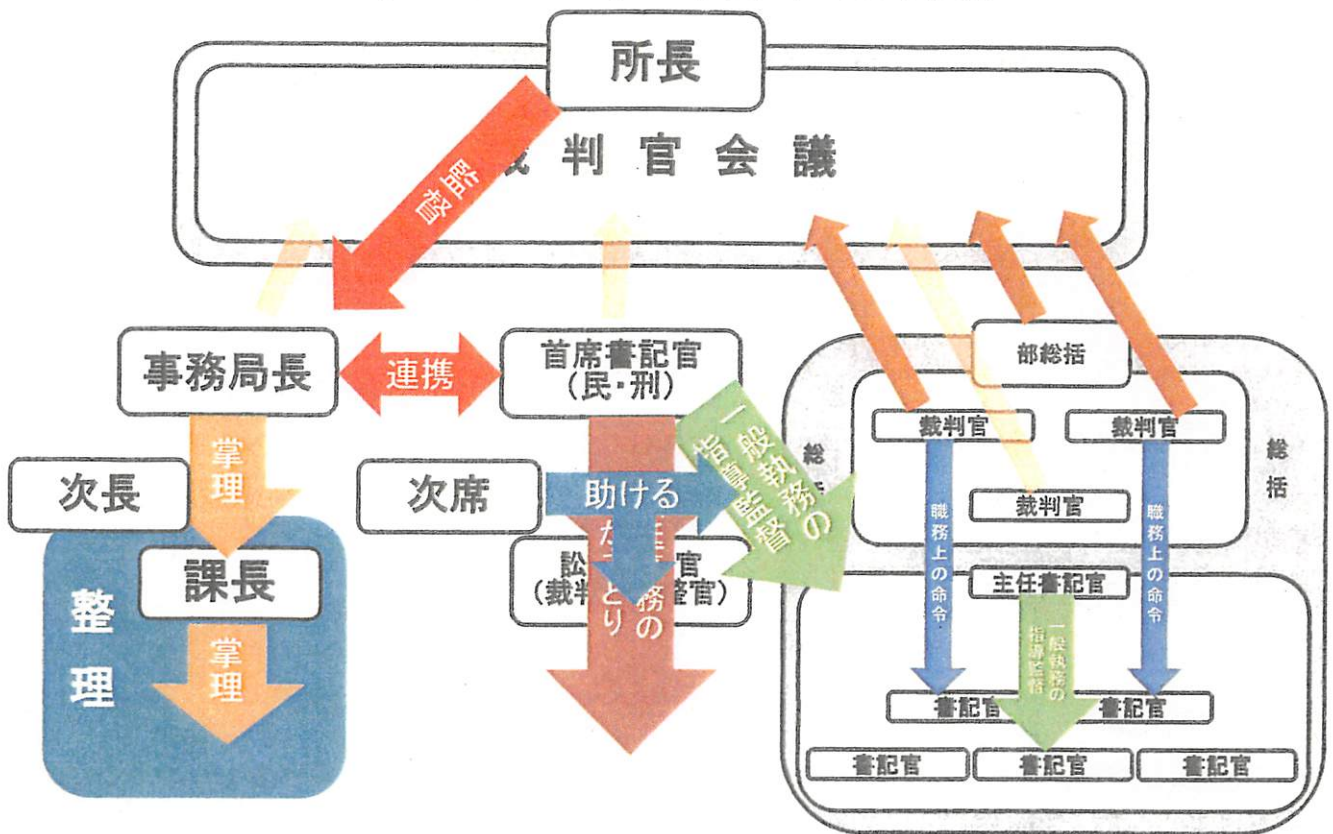
# 支部の組織(家裁)



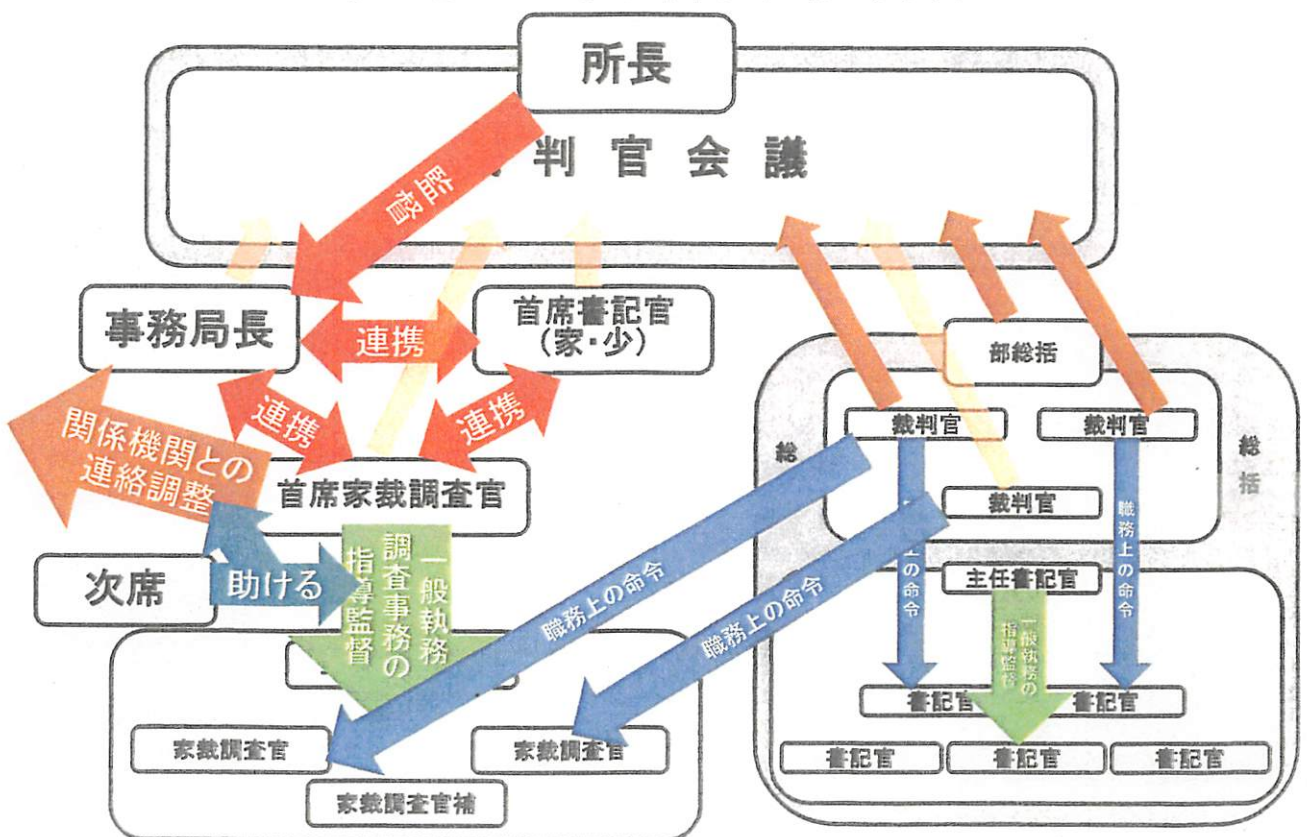
# 支部の組織(家裁)



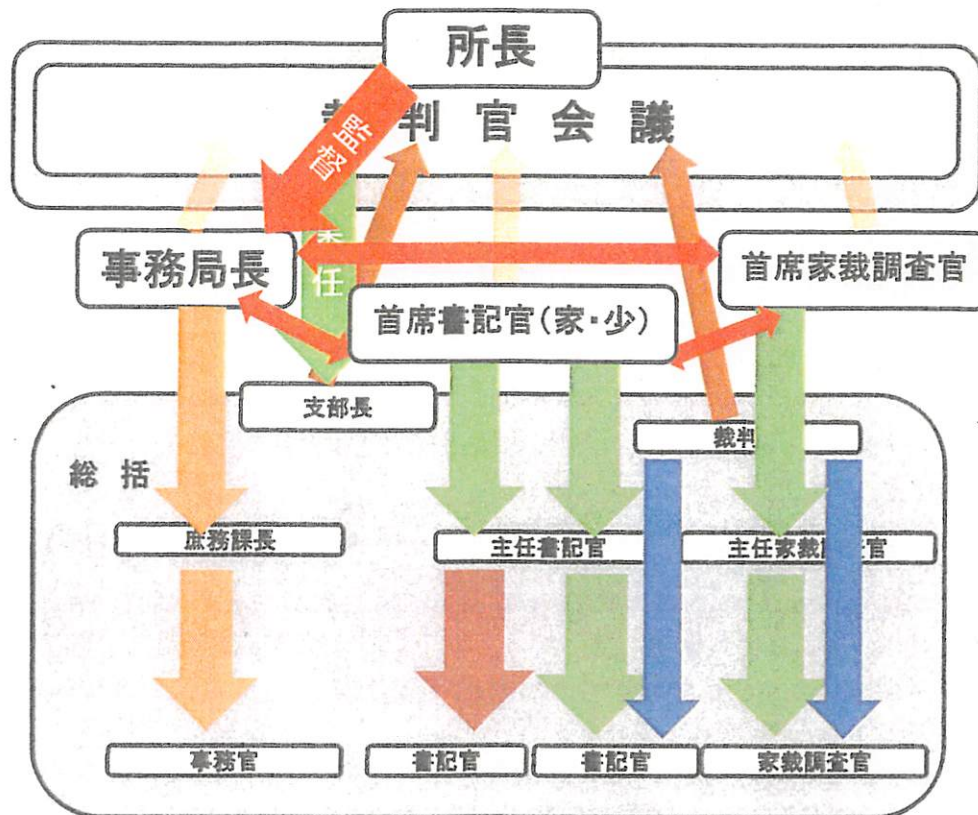
# 本庁の組織(地裁)



# 本庁の組織(家裁)



# 本庁と支部の関係(家裁)



## まとめ

- ① 支部の全体状況把握(実情把握)の対象  
複数の機関(指揮命令や指導監督の系列)
- ② 支部における調整・助成(とりまとめ)の方法  
それぞれの系列の特徴に応じた調整・助成
- ③ 本庁・支部連携の第一歩  
「力強い情報流通」  
支部:系列の特徴を理解した情報流通  
本庁:支部の構造を理解した情報流通